

検討会設置までの経緯について

1.火葬事務の経緯

年月	実施主体	施設名	備考
S45.1	豊田火葬場 施設組合	豊田火葬場	一部事務組合 [豊田市・三好町・藤岡町・小原村 ・足助町]
S61.4	豊田加茂 広域市町村圏 事務処理組合	古瀬間聖苑 (名称変更)	一部事務組合 [豊田市・三好町・藤岡町・小原村 ・足助町・下山村・旭町] H元.4 古瀬間聖苑建替え H13.4 稲武町加入
H17.4	豊田三好 事務組合	//	H17.4 豊田市合併[1市4町2村] 一部事務組合[豊田市・三好町]
H20.4~	豊田市	//	豊田市へ事務委託 [土地・建物等は共同所有]

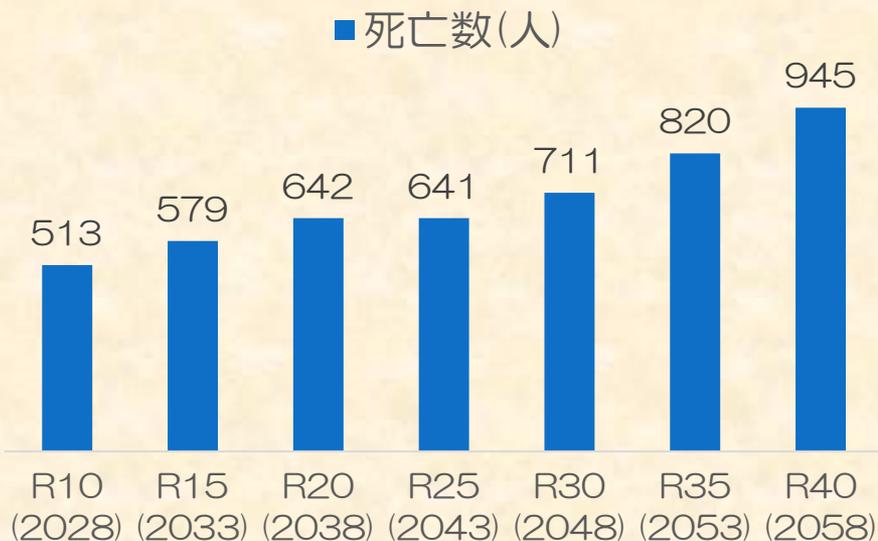
R4.7 豊田市からみよし市に対して

「行政財産の共有解消・事務委託の見直しの申入れ」

2.火葬場のひっ迫(1)

みよし市における死亡数は今後も増加する見通しであり、古瀬間聖苑の利用件数も増加する見通しである。

【死亡数の見通し(みよし市)】



【古瀬間聖苑火葬件数の見通し】

(豊田市・みよし市・圏域外の合計)



死亡数・火葬件数は、年々増加する見通し

2.火葬場のひっ迫(2)

古瀬間聖苑における火葬能力

火葬炉（大人炉） 12基

⇒ 1基当たり1日2件の火葬を想定 ⇒ 1日最大24件の火葬が可能

年間稼働日数は約300日 ⇒ 計算上、約7,200件/年の火葬が可能

死亡数増加に伴う火葬能力のひっ迫

冬季は火葬件数が増加する傾向

現在においても1日当たり24件を超える申込み ⇒ 火葬待ちの状態が発生

さらなる死亡数の増加が見込まれ、火葬場のひっ迫が顕在化

⇒ R12頃（約5,700件/年）には、火葬件数が増加する時期に24件/日を超える日が常態化する可能性（火葬待ちの連鎖）

3. 豊田市との協議

詳細は、
広報みよし2024年4月号・5月号に掲載

豊田市からみよし市に対して、令和15(2033)年度末までに火葬事務の事務委託を廃止したいと具体的に示された。

【みよし市▶豊田市】

火葬事務に関し、次の項目に対する豊田市の考え方を照会

- ① 事務委託の期限
- ② 結論の取りまとめの時期
- ③ 古瀬間聖苑における更新・改修計画

R6.3

【豊田市▶みよし市】

- ① 事務委託を継続する意向は無く、令和15(2033)年度末を限度として廃止を望む。
- ② 8月までにみよし市としての火葬の在り方に関する方針や、両市の協議の検討項目や時期を示したロードマップを設定するなど、少なくとも協議の方向性を定めたい。
- ③ 検討の前提となる運営形態が整理できていないことから、具体的な計画及び時期を定めることができない状況である。

まとめ

- 火葬場は、生活をする上で必要不可欠な施設であり、故人とお別れする大切な場所である。

「火葬待ち」の影響を受けずに、故人の死を心静かに受け入れ、お見送りしていただきたい。

- 死亡数の増加などの要因から
古瀬間聖苑のひっ迫はきつ緊の課題
豊田市からも具体的な期限を示した協議の申入れ
- みよし市としての今後の火葬場の在り方や火葬事務の方向性について早期に取りまとめる必要がある。